

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 4 月 24 日（木）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 伊東信久君（維新）（理事梅村聡君今 24 日理事辞任につきその補欠）

2 公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第 32 号）

- ・原案及び大西健介君外 1 名（立憲）提出の修正案について、伊東国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人並びに修正案提出者大西健介君（立憲）及び石川香織君（立憲）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・大西健介君外 1 名提出修正案の撤回を許可することに決しました。
- ・松島みどり君外 5 名（自民、立憲、維新、国民、公明、共産）提出の修正案について、提出者大西健介君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・松島みどり君外 5 名提出修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、共産）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、共産）
- ・勝俣孝明君外 4 名（自民、立憲、維新、国民、公明）から提出された附帯決議案について、尾辻かな子君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、共産 反対－れ新）
（質疑者）山田勝彦君（立憲）、青山大人君（立憲）、梅村聡君（維新）、丹野みどり君（国民）、角田秀穂君（公明）、たがや亮君（れ新）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

山田勝彦君（立憲）

- （1） 現行法と本改正案の課題及び大西健介君外 1 名提出の修正案（以下「立憲民主党修正案」）に期待する効果についての提出者の見解
- （2） 公益通報者保護制度検討会の委員に不利益を被った当事者を含めるべきであったという考えに対する伊東国務大臣の見解
- （3） 今後残された課題の検討において当事者の声を直接聞く機会を設ける必要性
- （4） 不当な配置転換
 - ア 立憲民主党修正案において、立証責任の転換・刑事罰等を対象とした理由及びそれが事業者の人事権を狭める懸念に対する提出者の見解
 - イ 事業者は立証責任を十分に果たせるとの考えに対する政府の見解
 - ウ 労働者は高い蓋然性をもって立証できるとの考えに対する政府の見解
 - エ 事業者立証責任を転換する必要性
 - オ 不当な配置転換の立証責任の転換を今後の検討課題とする必要性
- （5） 立憲民主党修正案において、通報妨害の禁止及び通報者探索の禁止を指針に規定する理由
- （6） 本改正案において探索行為に対する刑事罰が導入されなかった理由
- （7） 立憲民主党修正案において、通報者の探索行為に係る「正当な理由」を（5）の指針に定めることに対する政府の見解
- （8） 法改正後において現行法の法定指針に配置転換の具体例を明記する必要性

青山大人君（立憲）

- (1) 公益通報者の探索行為
 - ア 通報者探索の禁止に違反しないとされる「正当な理由」の具体的内容
 - イ 「正当な理由」と称した恣意的な運用により匿名通報が難しくなる懸念及びその対応策
 - ウ 探索行為に対して刑事罰を導入しなかった理由
 - エ 事業者が通報者から探索行為と誤認されないための取組
- (2) 見直しの検討規定
 - ア 裁判の適用事例を待たずに見直しの検討を行う必要性
 - イ 令和2年改正法と同様に施行後3年とする必要性
 - ウ 立憲民主党修正案において見直しの検討規定を施行後3年とする意図

梅村聡君（維新）

- (1) 公益通報者保護法の認知度が低いことについての現状認識及び周知方法の改善の在り方
- (2) 公益通報とみなされない事案に関する実態調査の有無
- (3) 公益通報対応業務従事者の負担等に関する意識調査の有無及び今後の予定
- (4) 濫用的通報への対応策
- (5) 一定の良心や責任ある通報を行うよう通報者に対して周知する必要性
- (6) 公益通報対応業務従事者の守秘義務期間に係る議論の有無及び同期間を定める必要性
- (7) 刑法に該当するパワハラ行為が公益通報者保護法の適用対象となることの確認
- (8) 懲戒処分の保留を目的に労働者が制度を悪用して公益通報を行う懸念
- (9) 公益通報による報復的人事異動に罰則規定が導入された場合に企業活動が萎縮する懸念
- (10) 公益通報のために必要な資料収集・持ち出し行為と窃盗や横領等の罰則規定との関係性
- (11) 外部通報で週刊誌やSNSに掲載されたことにより名誉毀損等を受けた被害者の救済方法

丹野みどり君（国民）

- (1) 公益通報者保護制度検討会の報告書が指摘した課題及び提案された法改正の方向性
- (2) 同報告書が指摘した課題の全てが本改正案によって解決されたかの確認及び本改正案に対する消費者庁の評価
- (3) 事業者が従事者指定義務に違反していると認定される場合の具体的基準
- (4) 従事者指定義務に係る立入検査の具体的内容
- (5) 公益通報の主体に同僚や取引先事業者を追加する必要性
- (6) 小規模事業者については体制整備の努力義務や行政機関への通報要件を緩和する必要性
- (7) 通報者探索の禁止に違反しないとされる「正当な理由」を具体的に明示する必要性
- (8) 通報者探索の禁止に違反する事業者に対して刑事罰を導入する必要性
- (9) 限定的な要件（公益通報から1年以内の明らかに不当な配置転換など）を満たした場合には公益通報を理由とした配置転換を立証責任の転換及び刑事罰の対象とする必要性
- (10) 公益通報のために必要な資料収集・持ち出し行為を免責する必要性

角田秀穂君（公明）

- (1) 体制整備に係る労働者等への周知義務に係る具体的な周知内容・方法及びフリーランスに対する周知内容・方法を法定指針に具体的に明示する必要性

- (2) 公益通報者保護制度相談ダイヤルへの相談（令和6年度）のうち他府省庁に係る相談件数及び同相談ダイヤルの体制を強化する必要性
- (3) 厚生労働省における外部通報対応体制及び公益通報対象事実でない場合の対応
- (4) 立証責任の転換の対象に公益通報を理由とした懲戒も含めた理由
- (5) 公益通報を理由とした不利益取扱いへの行政措置の導入の検討の有無
- (6) 公益通報を理由とした不利益取扱いが懲戒処分の対象であると就業規則等に明文化する必要性

たがや亮君（れ新）

- (1) 内部通報対応体制の整備によって公益通報者が保護されると考える根拠
- (2) 互助会的な第三者機関を弁護士で構成して各事業者が一定の費用を負担する仕組みを奨励する必要性
- (3) 対象法律の範囲拡大を検討する必要性
- (4) 次の法改正に向けた検討を直ちに開始する必要性
- (5) 立憲民主党修正案で検討目途を施行後5年から3年とした理由が裁判例が少ないためであることの確認

本村伸子君（共産）

- (1) 伊東国務大臣は参考人質疑（4月22日）における串岡参考人の陳述を視聴したかの確認
- (2) 次の法改正に向けた検討を早急に開始して法改正する必要性
- (3) 配置転換命令権の濫用に係る裁判例の判決内容
- (4) 配置転換命令権の濫用に該当するケースを明記する必要性
- (5) 裁判で公益通報者への配置転換が公益通報に対する報復であると認定されるための立証方法
- (6) 裁判所が、配置転換命令権の濫用については立証責任の転換を判断できるよう、消費者庁はQ&Aを公表する必要性
- (7) 公益通報を理由とした解雇・懲戒以外の不利益な取扱いについても立証責任の転換及び刑事罰の対象となるよう早急に法改正する必要性